

議員・特別職の期末手当の改定【補正議案】

昨年12月に福島県において条例を改正し実施した、「福島県議会議員及び知事等特別職の期末手当の改定」に準じて、市議会議員及び市長等特別職の期末手当の支給月数を改定する。

1 提出議案

○ 郡山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例【議案第15号】

○ 郡山市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例【議案第16号】

2 改正内容（議案第15号・第16号共通）

- (1) 令和元年12月期の期末手当の支給月数を 0.05月引き上げ、年間支給月数を 3.30月から 3.35月とする。
- (2) 令和2年度以降の期末手当の支給月数(年間3.35月)を6月期と12月期で均等配分する。

適用年度	6月期支給月数	12月期支給月数	年間合計
令和元年度	1.650	1.650 → 1.700	3.30 → 3.35
令和2年度以降	1.650 → 1.675	1.700 → 1.675	3.35

3 施行期日等

- (1) 令和元年度の支給月数の改正（年間3.30月→3.35月） 公布の日から施行（同年12月1日から適用）
- (2) 令和2年度以降の支給月数の改正（年間で均等配分） 令和2年4月1日から施行

福島県人事委員会勧告に基づく給与改定等【当初議案】

令和元年福島県人事委員会勧告に準じた給与改定等を行うため、福島県の対応状況を踏まえ、職員の住居手当の支給限度額を上げる等の見直しを行う。

1 福島県人事委員会勧告に基づく給与改定等

○ 郡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例【議案第61号】

- (1) 福島県に準じ、住居手当の支給限度額を上げる（月額27,000円 → 28,000円）とともに、福島県と同じ算定方法とする（最低家賃額9,000円 → 9,500円）
- (2) 福島県に準じ、超過勤務手当等の算定に用いる勤務1時間当たりの給与額の算定基礎に寒冷地手当を加える。（寒冷地手当が支給される（11月～3月の5か月間）湖南町及び熱海町の地域に在勤する職員のみ該当）

$\frac{\text{〈現行〉 (給料月額+月額特殊勤務手当+特勤勤務手当)} \times 12}{1875.5 \text{時間(年間総勤務時間)}}$	➡	$\frac{\text{〈改定後〉 (給料月額+月額特殊勤務手当+特勤勤務手当+寒冷地手当)} \times 12}{1875.5 \text{時間(年間総勤務時間)}}$
--	---	---

2 印刷所の廃止に伴う手当の見直し

○ 郡山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例【議案第62号】

令和元年度末をもって印刷所が廃止となることに伴い、印刷業務従事職員に支給される手当（月額2,000円）を廃止する。

3 施行期日 令和2年4月1日から施行